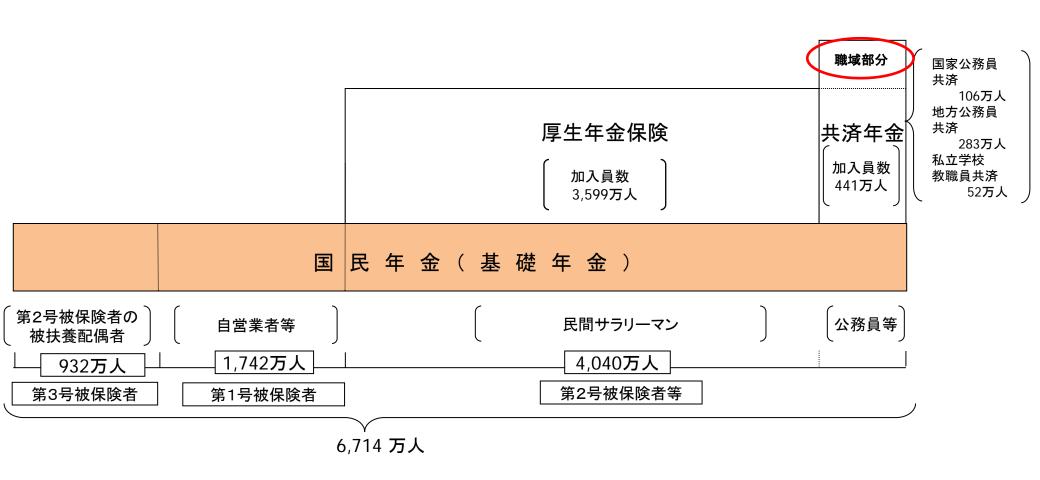
被用者年金一元化について

社会保障制度としての公的年金制度の体系

(数値は、平成27年3月末)

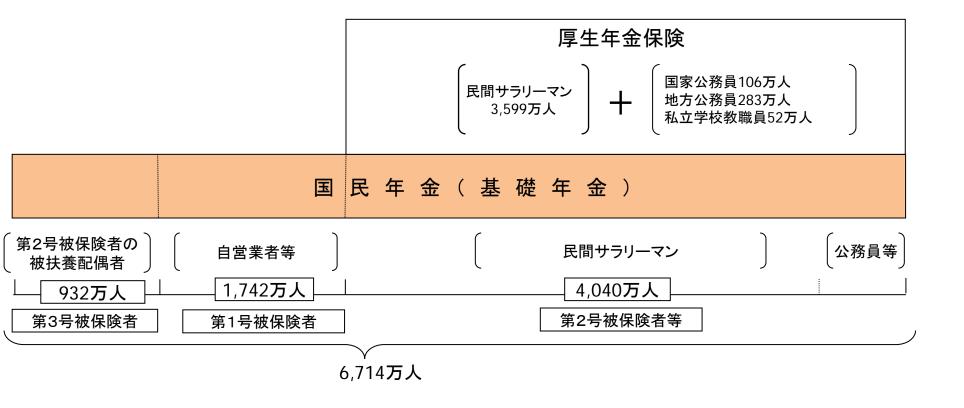
公的年金制度は、共済年金にのみ3階部分(職域部分)があるため、被用者年金一元化により、共済年金と厚生年金の制度的差異を解消する必要。



被用者年金一元化後の公的年金制度の体系 -H27.10以降-

(数値は、平成27年3月末)

被用者年金一元化により、共済年金を廃止し、厚生年金に統合。 公務員や私学教職員も厚生年金に加入し、民間サラリーマンとの同一保険料・同一 給付を実現(制度的差異を解消)。



被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部 を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

被用者年金制度については、多様な生き方や働き方に公平な社 会保障制度を目指す平成二十四年二月十七日の閣議決定「社会保 障・税一体改革大綱」に基づき、公的年金制度の一元化を展望しつ つ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年 金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用 者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険 料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保する ことにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生 年金保険制度に公務員及び私学教職員も加入することとし、厚生年 金保険制度に統一すること。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第63号)

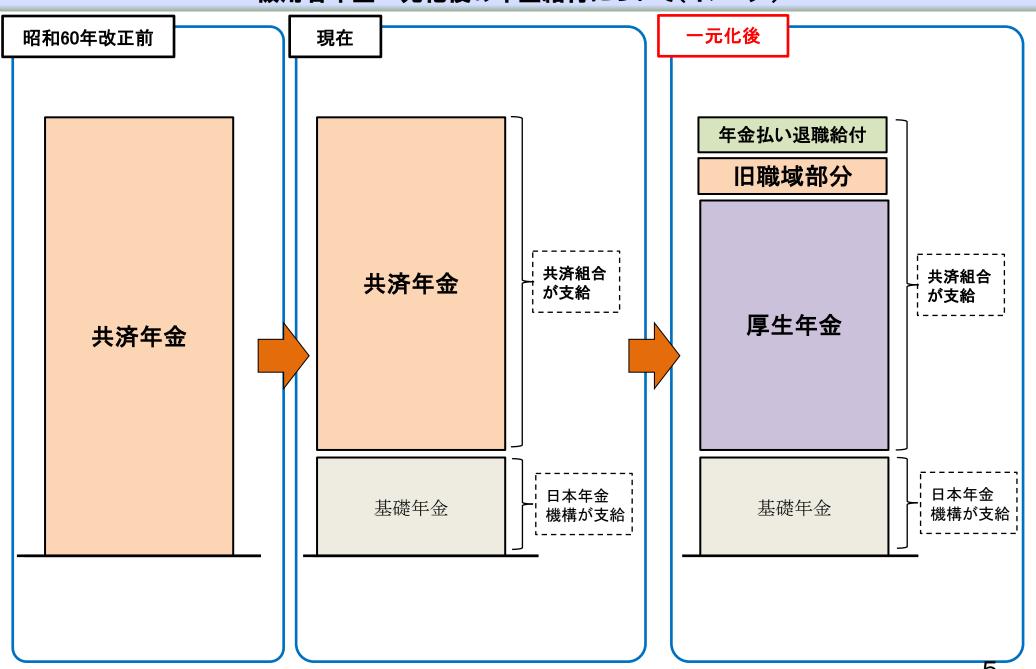
<主要項目>

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団 を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。 ただし、一定の配慮措置を講じる。

<施行日>

- (1)~(5): 平成27年10月
- (6) 公務員の恩給期間に係る追加費用削減:平成25年8月

被用者年金一元化後の年金給付について(イメージ)



標準報酬制のイメージ

現行:手当率制

給料 月額

×手当率

(一般職1.25、特別職1)

×保険料率=保険料

組合員の掛金(短期掛金・長期掛金)

(労使折半で負担)

地方公共団体等の負担金

改正後:標準報酬制(施行:平成27年10月1日)

資格取得時決定 資格取得日現在の報酬 給料 実際の手当 (扶養手当等)

同年8月(資格取得日が6月~12 月の場合は翌年8月)まで適用

定時決定

5月の報酬

給料

実際の手当

給料 実際の手当

4月の報酬

(扶養手当、 超勤手当等)

3ヶ月の報酬の平均額 ➡⇒ 7月1日において標準報酬を決定

6月の報酬

給料

実際の手当

(同年9月から翌年8月まで適用)

随時改定

固定的給与の変動(定期昇給、扶養手当の増減等)があり、継続し た3月間に受けた報酬平均額が現在の標準報酬月額に比べて著 しく高低を生じたとき



標準報酬を改定

固定的給与とは:勤務実績に直接関係なく、月等を 単位として一定額が継続して支給される報酬

高低を生じた月の翌月から

同年8月(7月~12月のいずれかの月から改定さ れた場合は翌年8月)まで適用

※ 施行日から平成28年8月31日までの間における標準報酬月額については、平成27年6月の報酬の額に基づき決定される。

※ 上記のほか、「育児休業等終了時改定」「産前産後休業終了時改定」がある。

【等級表】に当てはめる

短期掛金:43等級まで

含む):30等級まで

長期掛金(退職等年金分掛金を



標準報酬月額

×保険料率=保険料 一

組合員の掛金(短期掛金・長期掛金・退職等年金分掛金) (労使折半で負担)

地方公共団体等の負担金

<地方公共団体等と共済組合とのやりとり>

地方公共団体等 (給与支給機関)

標準報酬基礎届の提出 標準報酬の決定・改定情報

掛金等・負担金の払込み等

共済組合

6

公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金の取扱い

公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるという趣旨を規定。また、施行日において受給権を有しない共済年金加入者が、それまで保険料を払い込んだ職域部分の取扱いについては、別に法律で定めるという趣旨を規定。

附則第2条

この法律による公務員共済の職域加算額(・・・中略・・・)の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による<u>私学共済の職域加算額(・・・中略・・・)の廃止と同時に新たな私立学校教職員共済制度としての年金の給付の制度を設ける</u>こととし、<u>その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必</u>要な措置を講ずるものとする。

附則第3条

この法律の<u>施行の日(以下「施行日」という。)の前日において組合員等期間(・・・中略・・・)を有し、かつ、同日において</u>改正前国 共済法、改正前地共済法又は改正前私学共済法による年金である<u>給付の受給権を有しない者に対して施行日以後に支給する給付(・・・中略・・・)その他の公務員共済の職域加算額又は私学共済の職域加算額の廃止に伴う経過措置は、別に法律で定める。</u>

※施行日前に共済年金の受給権を有する者については、従来通り職域部分を支給する。

共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議

【趣旨】

国家公務員等の共済年金職域部分と退職給付の在り方について検討するため、「共済年金職域部分と退職給付に関する有識 者会議」(以下「有識者会議」という。)を副総理の下に開催。

委 員

(敬称略、50音順)

·久保田政一 日本経済団体連合会専務理事

•権丈 英子 亜細亜大学経済学部教授

・佐藤 博樹 東京大学大学院情報学環教授

· 菅家 功 日本労働組合総連合会副事務局長

·関 ふ佐子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科准教授 ・田北 浩章 東洋経済新報社取締役・編集局長

・藤村 博之 法政大学専門職大学院イハーション・マネジメント

研究科教授

•保高 芳昭 読売新聞東京本社論説委員

•森田 朗 学習院大学法学部教授【座長】

•山崎 泰彦 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

<政府側出席者>

・岡田 副総理

- •加賀谷 総務大臣政務官
- ·中川 公務員制度改革担当大臣 ·三谷 財務大臣政務官
- ·園田 内閣府大臣政務官 ·城井 文部科学大臣政務官
- ·大串 内閣府大臣政務官 ·藤田 厚生労働大臣政務官

開催実績

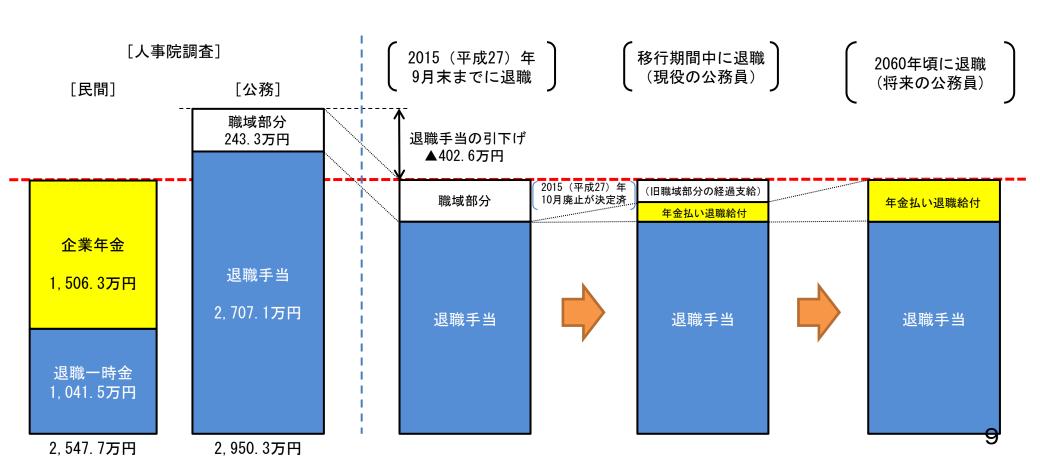
- 第1回会議 平成24年4月26日 人事院調査について
- 第2回会議 平成24年5月15日 退職給付の官民較差の調整
- 第2回玄戟 下以24年3月13日 这喊响的00百式牧左07前:
- 第3回会議 平成24年5月23日 中間的な議論の整理 第4回会議 平成24年6月7日 官民較差調整後の退職給付の
 - あり方
- 第5回会議 平成24年6月14日
- 第6回会議 平成24年7月2日
- 第7回会議 平成24年7月5日 報告書(案)

報告書(抜粋)

- ⇒「年金払い退職給付」の具体的イメージは以下のとおり。
- ① 公務員の相互救済という要請に応える観点から、公務員本人にも事業主と同程度の負担を求め、掛金について労使折半とする
- ② 年金のうち2分の1程度は一時金・有期年金選択可とし、残りは終身年金とする
- ③ 年金財政の健全性を堅持する観点から、財政運営や指標の設定等において、現行法令上民間企業年金に認められたキャッシュ・バランス方式を基にさらに保守的な制度設計・運営を行う
- ④ 公務員制度の一環として、現役時から退職後までを通じた<u>信用失墜</u> 行為等に対する支給制限措置を導入する
- ⑤ 全額公費負担であった公務上障害・遺族年金制度を<u>労使折半</u>の枠内で導入する
- ⑥ <u>退職手当のみの支給とする場合と最終的な税負担は変わらない</u>と 考え得るが、現行職域部分と異なるものであることを明確にする。 このため、賦課方式に基づく現行の職域部分が保有する積立金は 一切活用することなく、また、<u>年金額を現行水準より抑制</u>し、現行法 令上<u>民間企業年金に認められた仕組みより保守的な制度設計・運</u> 営を行い、⑤等を除いて障害・遺族年金制度を廃止する

〇退職給付(退職金+年金(事業主分))の官民均衡を図る観点から、以下の対応を行う。

- ※公務員の退職給付の在り方については、人事院調査及び被用者年金一元化法附則第2条を踏まえ、「共済年金職域部分と退職給付に 関する有識者会議」において検討し、報告書がとりまとめられた。
- ・当面の退職給付の官民較差は、退職手当の支給水準の引下げにより調整。
- ・職域部分廃止後の官民均衡は、退職給付の一部として、年金払いの退職給付(「年金払い 退職給付(仮称)」)をゼロから保険料を積み立てて設けることにより確保。



「年金払い退職給付」の概要

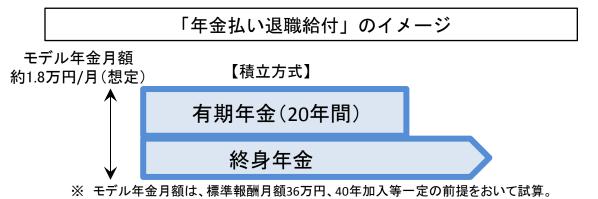
被用者年金一元化法附則第2条

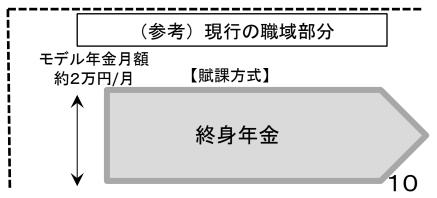
この法律による<u>公務員共済の職域加算額</u>(中略)<u>の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設ける</u>こととし、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、<u>別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずる</u>ものとする。

地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する 法律の一部を改正する法律 (平成24年11月16日成立・26日公布 平成24年法律第97号)

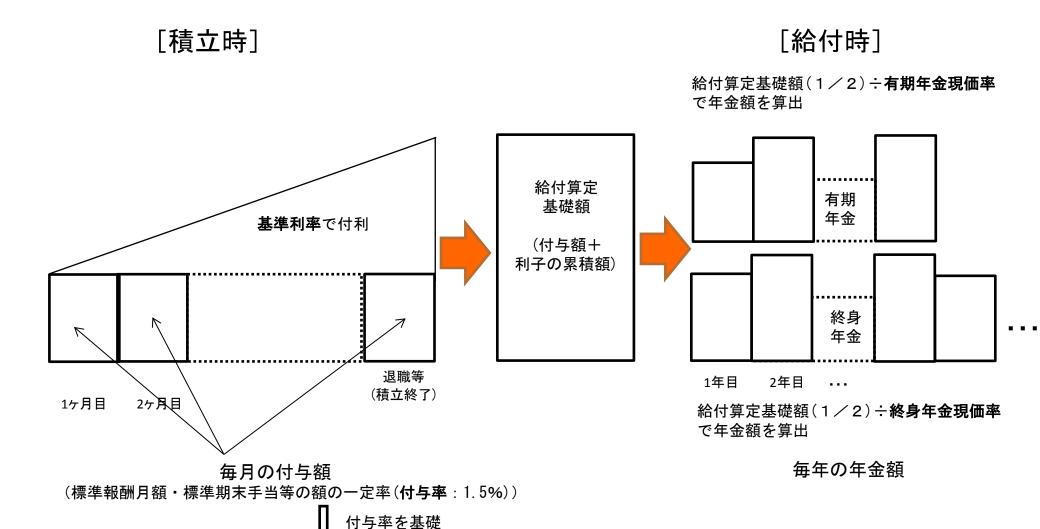
<概要>

- 半分は有期年金、半分は終身年金(65歳支給(60歳まで繰上げ可能))。
- 有期年金は、10年又は20年支給を選択(一時金の選択も可)。
- 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- 〇 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法定(労使あわせて1.5%)。 ※キャッシュバランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させること により、給付債務と積立金とのかい離を抑制する仕組み。
- 〇 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務上障害・遺族年金を支給。
- 〇 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- 〇 旧職域部分の未裁定者について、経過措置を規定。





年金払い退職給付制度における年金財政のイメージ



掛金率+負担金率=保険料率

1.5%

0.75% 0.75%

付与率·基準利率·年金現価率(終身·有期)·掛金率

1. 付与率

- 組合員である間に積み立てられる付与額を算定するための率
- 毎月の標準報酬の月額と標準報酬期末手当等の額に乗じる率(1.5%: H27.10~)

(地共済法第77条第1項)

2. 基準利率

○ 付与額(元本部分)に対する利子を算定するための率(0.48%:H27.10~、0.32%:H28.10~)

(地共済法第77条第3項)

3. 終身年金現価率

- 給付算定基礎額の1/2から終身退職年金としての年金額を計算する際に用いられる率
- 年金原資(終身退職年金算定基礎額)を終身にわたり年金として延払いするための率
- 〇 概ね平均余命で延払いする形となる。

(地共済法第89条第5項)

4. 有期年金現価率

- 給付算定基礎額の1/2から有期退職年金としての年金額を計算する際に用いられる率
- 年金原資(有期退職年金算定基礎額)を支給期間にわたり年金として延払いするための率
- 概ね支給残月数で延払いする形となる。

(地共済法第90条第5項)

5. 掛金率

- 組合員が負担する掛金額を算定するための率
- 毎月の標準報酬の月額と標準報酬期末手当等の額に乗じる率(0.75%:H27.10~)

(地共済法第114条第3項)

職域部分と「年金払い退職給付」の違い

	職域部分		「年金払い退職給付」
年金の性格	公的年金たる共済年金の一部 (社会保障制度の一部)		退職給付の一部 (民間の企業年金に相当)
	我が国の公的年金は、(1)国民皆年金、 (2)社会保険方式、(3)世代間扶養という特 徴を持ち、職域部分はその一部		「年金払い退職給付」は、全国民が基礎年 金に加入するという「国民皆年金」の一環で はなく、「世代間扶養」の仕組みもない
財政方式	賦課方式 現役世代の保険料収入で受給者の給 付を賄う世代間扶養の方式		積立方式 将来の年金給付に必要な原資を予め 保険料で積み立てる方式
	現役世代の減少により、保険料率が上昇 するリスクあり		[現役世代の減少による影響を受けない]
給付設計	従来の確定給付型 現役時代の報酬の一定割合という形 で給付水準を決める方式		キャッシュバランス型 国債利回り等に連動する形で給付水準 を決める方式
	市場環境の悪化により、運用実績が想定 利回りを下回った場合、保険料率が上昇す るリスクあり		市場環境が悪化した場合、国債利回り等 に連動して給付水準が低下するため、保険 料率の上昇リスクが小さい
保険料率	保険料率の上限なし		保険料率の上限(1.5%)を法定
	賦課方式、確定給付型という制度設計に 加え、保険料率の上限がないため、保険料 率の上昇に歯止めがかからないリスクあり		そもそも保険料率の上昇リスクが少ない 制度設計であることに加え、保険料率の上 限を法定